

答 申 第 1 8 2 号
平成 28 年 5 月 13 日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩 原 聡 央



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年4月25日付け岐阜市民市第60号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、「男女共同参画社会」の実現を図るため、平成21年に策定した第2次岐阜市男女共同参画基本計画に基づき、様々な取組を行ってきた。時代が大きく変化する中、平成29年度には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）による基本計画と一体化した第3次岐阜市男女共同参画基本計画を策定するため、市民の意識を調査し、計画策定のための基礎資料とするため、本年7月に市民アンケートを実施する。

当該アンケートは、満18歳以上の市内在住者の男女各1,500人をアンケートの対象者（以下「対象者」という。）として無作為で抽出し、返信用封筒を同封の上、アンケート票を対象者宛てに郵送し、無記名にて受託業者宛てに返信してもらう方法により実施する。

これらの対象者の抽出作業及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する個人情報

住民基本台帳の郵便番号、住所及び氏名

2 意見

原案どおり認める。